

2023年8月14日

各位

株式会社シティインデックスイレブンス

コスモエネルギーホールディングス株式会社の
第8回定時株主総会における議決権行使の分析結果について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社が2023年8月7日にコスモエネルギーホールディングス株式会社(以下「コスモ社」といいます。)宛に送付した第8回定時株主総会における議決権行使の分析結果についての書簡をご覧ください。これに対し、コスモ社からは2023年8月10日付けの弊社宛メールにて、「2023年8月7日付けの弊社宛て書簡につきましてですが、記載の貴社ご見解は当社見解と異なります。」との抽象的な回答があったのみで、どの点が弊社の見解と異なるのか、具体的な指摘は一切ありませんでした。

敬具

2023年8月7日

コスモエネルギーホールディングス株式会社
取締役会 御中

株式会社シティインデックスイレブンス
代表取締役 福島啓修



拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社の6月23日付け臨時報告書では、貴社の第8回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における第5号議案「大規模買付行為等への対応方針に基づく対抗措置の発動に関する承認の件」（以下「本議案」といいます。）について賛成354,006個、反対240,604個、賛成率59.54%と開示されています。

弊社は、7月28日に本総会の議決権行使書等閲覧謄写請求権を行使させていただきました。その結果を集計したところ、賛成の議決権数が333,696個、反対の議決権数が234,524個であり、すなわち、臨時報告書で開示されている議決権行使数に対して賛成は94.3%、反対は97.5%のカバレッジ（残りは、株主総会に出席した株主による議決権行使によるものと推察されます。）になっています。その集計結果に基づく本議案の決議についての分析結果は次のとおりです。なお、弊社は、MOM決議は無効ないし不当なものであると考えておりますが、以下は、MOM決議を前提に分析しています（議決権行使に関する数字から利害関係者として本議案の決議から除かれた議決権行使分は、除いています。）。

まず、本議案に対して、貴社に有利な投票行動を行うことが予想される貴社の（元・現）役員、（元・現）従業員、従業員持株会、役員持株会、取引先と見られる事業会社、取引先金融機関（以下「貴社関係者株主」といいます。）による賛成の議決権行使は、前記閲覧謄写の結果判明した分で189,742個（前記閲覧謄写の対象となった議決権行使総数に対して33.3%）です。そして、前記閲覧謄写分で集計すると、貴社関係者株主は、議決権個数の割合で実に99.4%が賛成しています。このことに鑑みれば、貴社関係者株主は、ほぼ例外なく貴社経営陣にとっての与党株主であると言えるでしょう。

一方、純粋に「株主価値の向上に資するか否か」を判断基準として議決権行使を行うと想定される一般株主（外国投資家、信託、個人）による賛成の議決権行使は、前記閲覧謄写の結果判明した分で143,954個（前記閲覧謄写の対象となった議決権行使総数に対して25.3%）に留まりとます。また、前記閲覧謄写分では、外国投資家の87.2%、信託の49.3%が本議案に反対しています。

山田代表取締役社長はマスコミの取材で、「あくまで一般株主の意思を確認するための議案だ」と発言されていますが、本来の意味での「一般株主」と考えられる賛成が、前述のとおり 25.3%と小さな割合であることに鑑みれば、一般株主は、本議案に対して反対の意思表示をしたと言えるのではないのでしょうか。そして、本総会の開催日である6月22日の貴社株価の終値は前営業日比マイナス3.39%と大きく下落していますが、これは市場参加者が本議案の可決に失望し、貴社のコーポレート・ガバナンス体制を憂い、そして貴社経営陣が今後も自己の保身を優先し貴社の株主価値・企業価値の向上が阻害されると考えたからにほかならないのではないのでしょうか。また、貴社が弊社の共同保有者である株式会社南青山不動産らによる大規模買付行為等趣旨説明書を受領した旨の開示（午前9時50分開示）を行った7月28日の株価は前営業日比3.35%も上昇しており、これは上述の貴社の今後に対する市場参加者の不安が、弊社らの働きかけを通じて払しょくされるのではないかという期待感の表れであると考えます。

なお、閲覧謄写結果の集計は、委任状、議決権行使書及びインターネットによる議決権行使の内容を謄写し、その結果を手作業で入力したものであり、1~2%程度の誤差が発生している可能性があり、また、定時株主総会に出席した株主の議決権行使結果については入手できていないため、前記の株主属性に基づく投票結果の集計には含まれていませんが、分析結果については、前述の通りで基本的に間違いはないと考えております。

弊社の意見について、貴社取締役会としての反論があれば、8月10日（木）までにご連絡ください。株主総会で選ばれた経営陣が自分たちの気に入らない株主については議決権の行使を認めないという自身に不当に有利な条件で決議を行うことは到底許されるものではなく、株主平等の原則を念頭に行動していただくべきであることを改めて申し上げます。

敬具